

兄弟姉妹の皆様

私たちのローマのパパ様・フランシスコ教皇様は今回のシノドスにおいて、「第2バチカン公会議を見直し、立ち戻り、生かしてほしい」とメッセージをくださいました。

2022年待降節から、ミサの式次第が新しくなりました。これも、その新しい流れの一つです。

今回はサンパウロ発行「第2バチカン公会議 公文書全集 南山大学監修「第1章 典礼の刷新と促進のための一般原則」の「Ⅲ 聖なる典礼の刷新」の続きを解説します。

私たちも、ミサや祈りに主体的に関われるように、一緒に学びましょう。

尚、わかりやすい表現を用いるため、多くの資料を参考にさせていただいておりますことをはじめにお伝えしておきます。

主任司祭 ペトルス・ウィリー・ソバ・ドイ O.C.D.

## Ⅲ 聖なる典礼の刷新

### 典礼憲章

⑭

～第二バチカン公会議公文書より～

#### D 諸民族の特性と伝統への順応に関する基準の続き

・宣教地における典礼の順応：さまざまな場所と状況において、【典礼】のより徹底した順応が急ぎ求められていますが、それはまた一層困難なことです。

そのために

- 1) 第22条第2項〔典礼の規制権：聖なる【典礼】の規制は、教会の権威だけによってのみ行われます。この権威は使徒座にあり、また、法の規定によって司教のもとにあります。〕  
という地域所轄の教会権限保持者は、宣教地における【典礼】の順応において、それぞれの民族の伝統と特性の中から、何を神様の礼拝に取り入れることが相応しいか細かく心を配り、適切に考えます。有益であること、また必要と考えられる順応は使徒座に提示され、その同意によって実行に移されます。
- 2) 地域所轄の教会権限保持者には、場合によって一定の期間、適切な順応が行われるように必要な検討がされた試みを、これに適した集団に許可し、指導する権限を使徒座より与えられます。
- 3) 典礼法規の順応に当たっては、特に宣教地において常に特有の困難が伴うので、制定に際しては、その事に関する有識経験者の起用がなされなければなりません。

(つづく)